

求職者のための
移動相談コーナー

「よい仕事見つけたい
あなたに助言します」

雇用の改善・維持をはかるため、求職者を対象に移動相談コーナーを開設しています。社会保険労務士、キャリアコンサルタントらがアドバイザーします。お気軽にご相談ください。

とき／1月16日
午前11時～午後4時
ところ

サンシャインカルディア店
相談内容

- ・就職活動の方法
 - ・働き続けるための諸問題
 - ・雇用情勢と企業が求める人材
 - ・仕事に対する自らの適性やアピールポイント
 - ・求人情報のとらえ方
 - ・求職支援、職業訓練制度、能力開発など
- 相談料／無料

お問い合わせは

高知県地域労使就職支援機構
(821・0003)まで

ライオンズクラブから
しの相談所

ライオンズクラブでは、県民の皆さんへの奉仕活動として、無料相談所を開設します。お気軽にご相談ください。

とき／1月30日

午前10時～午後3時

ところ／新京橋プラザ

高知市帯屋町1-11-40

相談内容／訴訟、破産、支払督促、税金、相続登記、会社の登記、遺言、地代、家賃、近隣のトラブルなど

相談担当(予定)

社会保険労務士・弁護士・
税理士・司法書士・行政書士・建築士など

お問い合わせは

高知りょうまライオンズクラブ

岡村敬造

(090・3787・0462)まで



法務局くらしの相談所

高知地方法務局では、県民の皆さんに法務局の業務内容を知っていただき、親しみを持って法務局を利用していただくため、無料相談所を開設します。

相談登記や会社の登記、遺言、地代、家賃、隣近所やお

子様のことなどお気軽にご相談

ください。

とき／2月6日

午前10時～午後4時

ところ

・新京橋プラザ

高知市帯屋町1-11-40

・土佐山田町立中央公民館

土佐山田町宝町2-1-27

他県内4カ所で開催

相談内容／登記・供託・戸

籍・国籍・人権に関する相

談全般

お問い合わせは

高知地方法務局土佐山田支局

総務係

(0887・52・3049)まで

2005年 農林業センサスに
ご協力をお願いします！

農林水産省では、平成17年2月1日現在で2005年農林業センサスを実施します。

農林業センサスとは、我が国の農林業の実体を明らかにする目的で行われる調査で、全国の農家・林家などすべての農林業を営む事業体を対象として行う「農林業に関する国勢調査」ともいうべき大切な調査です。

調査結果は、各種農業施策の企画や実施のための重要なデータになるほか、農村地域の整備などまちづくりに欠かせない資料として利用されます。

なお、調査の内容は統計作成以外の目的には使用されません。平成17年の1月から2月にかけて調査員がお伺いしますので、調査にご協力をお願いします。

お問い合わせは
企画課広報統計係

880-6553 まで



市民からのお便り

災害続きの年はもううんざり。平成17年は災害のない年になればいいなあ。

子宮がん施設検診

とき / 2月14日 ・ 17日
受付時間

午後2時、午後2時30分、
午後3時、午後3時30分、
午後4時

ところ / なんごく産婦人科

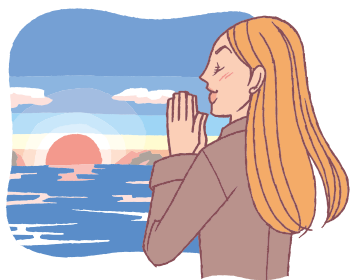
対象
20歳以上の市民
検診料 / 子宮頸がん 800円
定員 / 1日先着20名

申込締切 / 1月31日

備考 / 4月1日以降、市役

所が行った子宮がん検診を
受けられた方はご遠慮くだ
さい。また、検診のみの対
応とさせていただきます。
保険診療はありませんので
ご了承ください。

申込先・お問い合わせは
保健福祉センター
(863・7373)まで



最低賃金のお知らせ

職場を支えるあの人の
最低賃金はいくら？

県下の最低賃金は次のとおりです。詳細は高知労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

高知県最低賃金(平成14年10月1日) 時間額 611円

電子応用装置、電子部品・
デバイス製造業(平成16年
12月30日) 時間額 704円

一般貨物自動車運送業(平
成10年12月30日)(大型貨
物自動車運転業務従事者)
日額 7280円 時間額 910円

お問い合わせは
高知労働局賃金室
(885・6024)まで

南国警察署からのお知らせ

知っていますか？

1月10日は「110番の日」です

事件・事故は110番

相談は 9110(警察相談専用電話)をご利用ください。

お問い合わせは

南国警察署(863-0110)まで

市民からのお便り

平成16年は鳥インフルエンザなど鳥にとっては受難の年でした。平成17年は酉年。穏やかな年であるように。



知って得する国民年金

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金に加入を!

今年成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、必ずなんらかの公的年金に加入することになっています。20歳になると、すでに就職して厚生年金保険や共済組合に加入している方を除き、国民年金に加入することになります。(学生・フリーター・無職の方も含みます。また、すでに結婚して会社員や公務員の配偶者に扶養されている場合は、第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて届出をしてください)。

南国社会保険事務所から送付される年金手帳には生涯を通じて使用される基礎年金番号が記載されていますので、大切に保管してください。

国民年金は「世代と世代の支え合い」で成り立っているため、皆さんが納める保険料は自分の年金のためだけでなく、現在年金を受けている方に支払われる年金の財源にもなっています。20歳を迎え年金制度を支える担い手になるわけですから、きちんと保険料を納めるようにしましょう。

なお、経済的な理由で保険料を納めることが困難な方は、前年の所得(本人・配偶者・世帯

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

主)が基準以下であれば保険料の支払いが免除される「申請免除制度」があります。また、学生で収入が少ない方は保険料の支払いが卒業まで猶予される「学生納付特例制度」があります。これらの期間は、将来老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間に含まれますので、忘れずきちんと手続きをしましょう。

申請先はいずれも市役所市民課年金係です。

年金受給者の皆さんへ

「源泉徴収票」が送付されます

老齢の年金を受けている方には、毎年1月末までに「源泉徴収票」が、社会保険業務センターから送られてきます。

この源泉徴収票には、平成16年中に支払われた年金額、年金から差し引かれた所得税額、扶養親族などの内訳などが記載されています。

年金の他に収入がある方などは確定申告が必要になりますが、その際この源泉徴収票が必要となりますので、大切に保管してください。

お問い合わせは

市民課年金係(880-6555)

南国社会保険事務所(864-1111)